

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称	婦人消防クラブ運営補助金			市の担当部課	消防本部消防総務課	
				問い合わせ先	0568-65-3121	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山市楽田婦人消防クラブ			代表者名	会長 吉野 正恵	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	消防関係団体育成補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	令和元年度	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	火災予防思想普及のため、楽田地区の婦人により組織された団体で楽田地区のみで活動し地域密着型の活動をしている犬山市楽田地区婦人消防クラブに代わる団体は他にないため					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	火災等の災害を予防し、市民の生命及び財産を保護するために事業を行う団体への補助。(火災予防思想普及のため楽田地区により組織された団体)					
補助金の額 ()は一般財源の額	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円		
	(50,000 円)	(50,000 円)	(50,000 円)	(50,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容	楽田コミュニティ主催の夏祭りにおいて、火災予防啓発を実施					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)			81,420 円		
	うち補助事業全体の経費			52,100 円		
	うち補助対象経費			52,100 円		
	補助対象経費の内訳			事業費(防火啓発用品代等)	35,949 円	
				総会費	16,151 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		定額50,000円			
	補助限度額		未設定			
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	精算していない		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	楽田地区の火災予防思想普及のため活動し、地域の防災リーダーの育成に努め、市民の安全・安心に寄与している。					
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			30,127 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					無

※平成30年度の実績に基づき作成しています。